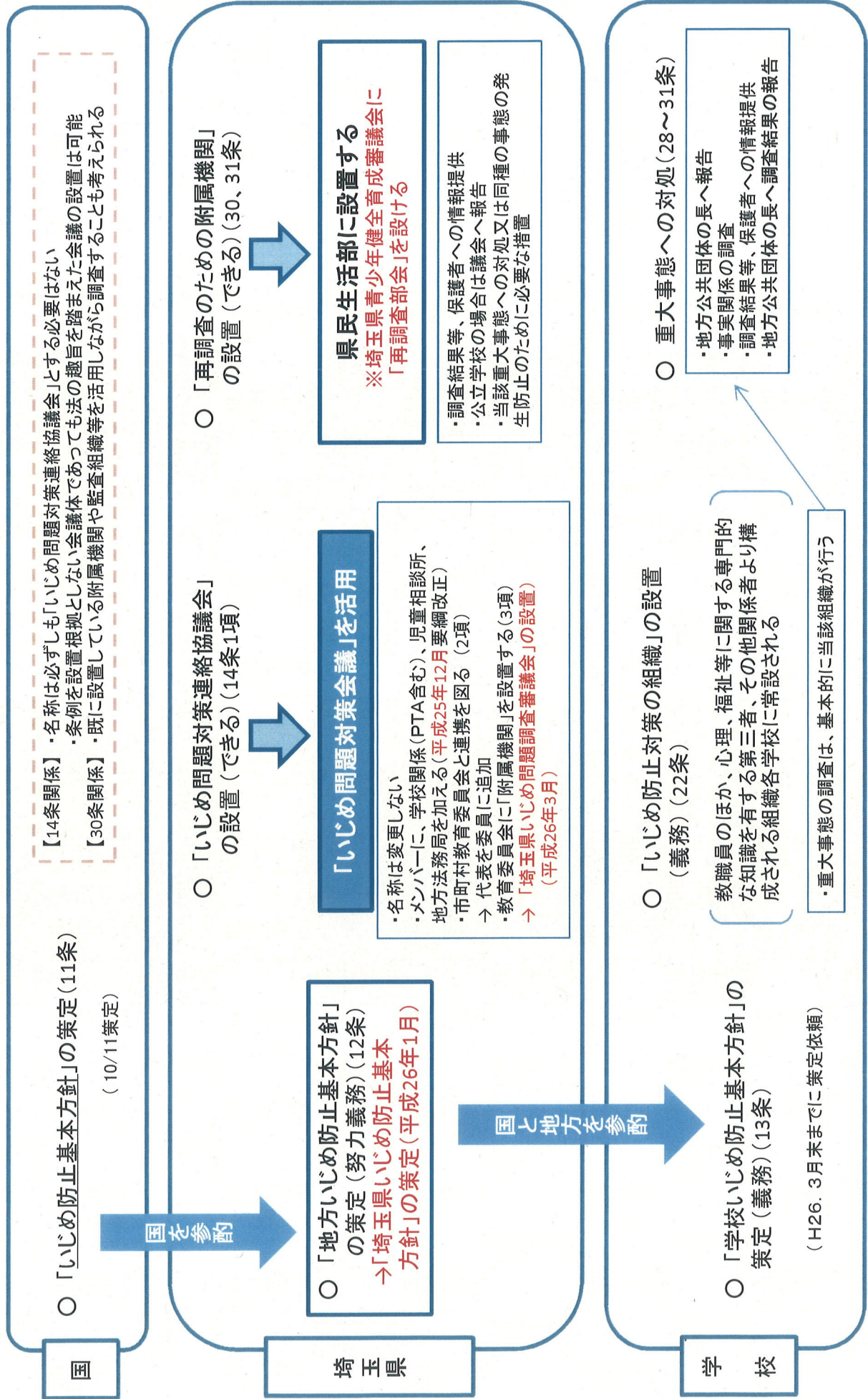


いじめ防止対策推進法(9/28施行)への対応



目標・・・平成26年4月からは全ての県立学校・私立学校で新たな体制でいじめ問題に対応(市町村も同様)

＜埼玉県いじめ問題調査審議会委員＞

職業等	氏名 ※敬称略	ふりがな	所属名等	役職名等	備考
弁護士	佐世 芳	さよ かおる	埼玉弁護士会	弁護士	
医師(精神科医)	鈴木 仁史	すずき ひとし	埼玉精神神経科診療所協会	会長	
臨床心理士	枝久保 達夫	えだくぼ たつお	埼玉県臨床心理士会	会長	
社会福祉士	川染 智子	かわぞめ ともこ	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会	理事	
学識経験者	澤崎 俊之	さわざき としゆき	国立大学法人 埼玉大学	教育学部教授	

＜いじめ問題の重大事態に関する再調査部会＞

※埼玉県青少年健全育成審議会に設ける

区分	氏名 ※敬称略	ふりがな	所属名等	役職名等	備考
学識経験者	明石 要一	あかし よういち	千葉敬愛短期大学、千葉大学	学長、名誉教授	
学識経験者	吉川 はる奈	よしかわ はるな	国立大学法人 埼玉大学	教育学部教授	
学識経験者	東谷 良子	ひがしや よしこ	埼玉弁護士会	弁護士	
関係団体代表	長田 広	おさだ ひろし	埼玉県PTA連合会	会長	
関係団体代表	橋本 元子	はしもと もとこ	埼玉県臨床心理士会	スクールカウンセラー	

県立学校・私立学校における「法」への対応状況について

県立学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況(法第13条・義務)

	総数	策定済	8月末日までに策定予定
県立中学校	1	1	0
県立高等学校	161	161	0
県立特別支援学校	38	38	0

2 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(法第22条・義務)

	総数	設置済	8月末日までに設置予定
県立中学校	1	1	0
県立高等学校	161	161	0
県立特別支援学校	38	38	0

(注)平成26年3月31日現在の状況(「平成25年度埼玉県いじめの防止等に関する調査」から)

県内私立学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況(法第13条・義務)

	総数	策定済	1学期中の策定に向けて検討中
小学校	5	3	2
中学校	29	20	9
高等学校	54	36	18
特別支援学校	2	0	2
計	90	59	31

2 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(法第22条・義務)

	総数	設置済	1学期中の設置に向けて検討中
小学校	5	3	2
中学校	29	23	6
高等学校	54	44	10
特別支援学校	2	0	2
計	90	70	20

(注1)平成26年5月1日現在の状況

(注2)高等学校の全定併置校や通信制併置校においては、全日制、定時制、通信制合わせて1校とする。

「法」が規定するいじめの防止等への組織的対策(市町村の対応状況)

1 「地方いじめ防止基本方針」の策定状況(法第12条・努力義務)

総数	策定済	8月末までに策定予定	今年度中に策定予定	未定
63	16	22	24	1

埼玉県の場合
済

2 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置状況(法第14条第1項・できる)

総数	設置済	設置する予定	未定
63	9	52	2

埼玉県の場合
済

3 教育委員会の附属機関の設置状況(法第14条第3項・できる)

総数	設置済	8月末までに設置予定	今年度中に設置予定	未定
63	5	24	29	5

埼玉県の場合
済

4 再調査に関する行政部局の付属機関の設置状況(法第30条第2項・できる)

総数	設置済	8月末までに設置予定	今年度中に設置予定	未定
63	4	18	33	8

埼玉県の場合
済

5 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況(法第13条・義務)

	総数	策定済	8月末日までに策定予定	未定
市町村立小学校	811	751	60	0
市町村立中学校	418	394	24	0
市町村立高等学校	9	9	0	0
市町村立特別支援学校	4	4	0	0

6 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(法第22条・義務)

	総数	設置済	8月末日までに設置予定	未定
市町村立小学校	811	787	24	0
市町村立中学校	418	401	17	0
市町村立高等学校	9	9	0	0
市町村立特別支援学校	4	4	0	0

(注) 1～4は平成26年3月31日現在の状況、5、6は平成26年5月14日現在の状況
 (「平成25年度埼玉県いじめの防止等に関する調査」から)